

## 平成 27 年度介護報酬改定に関する審議報告について

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 齋藤訓子

今後、少子超高齢社会のもとで質の高いサービスを安定的・継続的に提供しうる介護保険制度の実現に向け、より一層の取り組みが求められる事項について、下記のとおり意見を提出いたします。

### 1. 自立支援に資するサービスおよびケアマネジメントの機能強化

- 自立支援、尊厳の保持という介護保険の基本理念を踏まえたサービス体系の整備に向け、今回改定で着手した各種リハビリテーションの見直しに加えて、今後は日常生活における食事・排泄・移動の自立支援等、利用者の尊厳保持と介護負担の軽減に直結するサービスの効果についてデータを収集し、自立支援に向けた幅広い取り組みを促すための報酬上の評価について検討していくべきである。
- 特養やグループホームでは、今後、医療ニーズの高い入居者への対応とともに施設内での「看取り」対応が求められる。次回の診療報酬との同時改定に向け、介護施設に対する外部からの医療サービスの導入等、医療と介護の柔軟な連携協働を可能とする仕組みについて検討が必要である。
- 自立支援に資するサービス提供の要となるケアマネジメントにおいては、利用者の要介護度を問わず、医療サービスを適切に組み込むことが課題となっていることを踏まえ、医療ニーズへの対応を含めたケアマネジメントのあり方・実施体制について早期に検討を開始すべきである。

### 2. 介護サービス従事者の労働環境改善に向けた取り組み

- 介護サービス従事者の確保定着を図るために、今後は従事者の腰痛予防やメンタルヘルス対策などを含め、事業者による安全衛生管理・労働環境改善の積極的な取り組みを促す方策が必要である。経営者・管理者の労務マネジメント強化を研修等で支援することに加え、介護報酬上の対応としては、例えば従事者の健康維持のために最低限確保すべき労働条件については、基本報酬の算定要件に盛り込む等の踏み込んだ対応策を検討してはどうか。
- 職員配置要件の緩和等によるサービスの効率化は必要であるものの、人員基準の緩和が職員の過重労働につながることをないよう、今回の改定によるサービス提供体制の変化については、職員の労働状況も併せて検証調査を行い、実態を把握すべきである。